

電動一輪バイク ワンホイール i-1 特典特別限定仕様車 無償譲渡特約契約

2016/04/01 発行:ワンホイール運営事務局

無償譲渡特約契約書 No.20160401

グリーンスポンサー&サポーター様(以下スポンサー様)とのすべての取引は、日本国民法および商取引関連法令を前提として本規約の各規定が適用されるものとします。スポンサー様が、ワンホイール運営事務局に協賛入金(一口 30 万円)することにより、「無償譲渡特典(特典製品)」(以下、特典製品)1台を特典とし無償譲渡特約契約に基づき本規約を承諾し、本規約が適用されることに同意したものとみなされます。スポンサー協賛金は社会貢献事業活動にご活用させていただきます。提供製品につきまして、ワンホイール運営事務局は「製品」を構成する部品の供給状況や更なる品質性能向上の為にスポンサー様への事前通知なしにそれら仕様を変更する場合があります。

1. グリーンスポンサー&サポーター様(以下スポンサー様) 募集要綱:グリーンスポンサー&サポーター公募により、製品改善改良ご支援、実践活用企画提案ご支援、国内産業発展ご支援、グリーンプロジェクト社会貢献活動ご支援等の社会貢献的ご好意ご支援をスポンサー様から承る事とします。更に「パーソナルモビリティ国際普及活動基盤形成を図り近未来の低炭素社会実現に向けた社会貢献を目的とする。また募集要綱、無償譲渡特約契約に従いスポンサー様は、契約者、使用者同一である事が前提です。いかなる事由があろうとも全ての契約責任、使用者責任は、スポンサー様ご帰属します。

2. 無償譲渡特約: 無償譲渡特約とは、ワンホイール運営事務局が企画運営サポートする無償譲渡提供の特典希少限定製品をインターネット公募サイトから本契約に従い無償譲渡される場合に適用されます。希少限定製品は、既存製品とは異なり世の中に存在しない革新的な新製品であるが故に、まだまだ未熟で貧弱性や危険性が存在する製品でもあります。本契約規定に同意した上での契約の成立後は、当無償譲渡特約が遵守され、製品の外観、品質、瑕疵、性能、耐久性等あらゆる理由とした債務不履行による契約解除は一切不可とします。加えて、保証期間の短縮または無償対応(初回限り)条件、全ての瑕疵担保責任は免責されるものとします。

3. 契約の成立: スポンサー様が本規約に同意したうえで募集許諾確認同意にチェックを入れフォームメール送信します。これに対しワンホイール運営事務局がスポンサー様に受諾返信メールを通知し、スポンサー様が同意し協賛入金(一口 30 万円)することにより、本規約の適用を受け本契約が成立するものとします。「特典製品」を無償受領出来るものとします。

4. 特典製品出荷: 特典製品は国内において1台1台完全ハンドメイド生産方式にて生産納品されます。生産納期はご入金後約1ヶ月間程度必要とご応募順位においては更に半月程度遅延する可能性がございます。生産状況、使用部材の供給状況、製造工程上の都合等により特典製品の出荷時期が遅れる場合もありますので予めご了承下さい。お申込の「特典製品」「部材」が品切れの場合、募集要綱にそぐわないと判断した場合、無償譲渡特約契約禁止事項に抵触する可能性を認識した場合等、ワンホイール運営事務局は、止むを得ず本契約の強制解除が出来るものとします。

5. 返品特約:

5.1 : 返品について 希少限定特典製品且つ、特典無償提供される本製品は、返品・返金・交換は、原則一切受け付けておりません。以下に該当する場合も同様は一切返品・返金・交換に応じられません。スポンサー様使用済みの「特典製品」、スポンサー様の責任により、損傷や破損・故障が生じた「特典製品」、消耗品が消耗した「特典製品」。

6. 保証:

6.1 : 保証期間: 「保証期間」は6ヶ月間(初回限り)。ワンホイール運営事務局が「特典製品」を出荷した日から起算日とします。瑕疵担保責任は完全免責が適用されています。

6.2 : 保証範囲: 「特典製品」は、各「特典製品」に付属している「製品保証規定」に基づき保証されています。保証の範囲について詳しくは「特典製品」の「製品保証書」をご覧ください。

6.3 : 保証の適応除外

スポンサー様の誤った操作やご乗車環境、ご使用状況や条件により発生した故障は対象外となります。また、以下に該当する場合は適用されません。

・舗装された平面地外での使用や保護具を着用しない操作ご使用により故障、損傷 ・使用上の誤りや不当な修理及び改造による故障、損傷 ・不適切な取り扱い(落下・転送・輸送中) ・地震や火災等の災害での外的要因による故障及び損傷 ・雨天や水溜りでの使用による故障 ・「製品保証書」の提示が無い場合 ・「製品保証書」の記載内容に空欄、改ざん、不正があった場合 ・消耗部品の故障及び損傷、消耗 ・車両や部品の改造がされている場合 ・バッテリーを使い切って故障した場合 ・モーターの過度の回転域での使用、油脂類の欠損による故障 ・スポンサー様ご自身による日々のメンテナンス、点検を怠った事が原因による故障。

6.4 : 車両系の梱包材について

「特典製品」発送時梱包材は必ず保管下さい。納品時の梱包箱・梱包材は初期不良対応や保証対応時の無償対応(回収・修理・再発送等)運搬時に必ず必要です。梱包箱・梱包材を破棄破損されますと「貸与梱包材出荷・回収・貸与手数料」別途有償対応+3000円)が加算されます。遠隔地の場合、上記梱包材「貸与梱包材出荷・回収・貸与手数料」に「遠隔運賃分」が追加で加算されます。

7. : 運送損傷

運送途中の運送損傷などで破損・損傷が生じた場合、原則、運送会社の補償となります。至急、運送会社への連絡・請求をお願い致します。

8. 禁止・賠償・契約終了条項:

8.1 : 以下スポンサー禁止事項を遵守し、知的所有権の侵害等も含め悪質、利己的な状況確認時は製品提供者からの損害賠償請求に応じる事を確約合意します。

(無断販売転売行為、無断海外輸出、複製目的にての分解改造研究開発、無断改造改良応用利用、無断知的所有権申請及び同独占行為、無断営利活動利用等)

8.2 : 募集要綱に反し禁止事項の再販行為(スポンサー様)により、「特典製品」を購入または譲渡、貸し切り、レンタルを受けた第三者への一切の義務、債務はワンホイール運営事務局には発生しないものとする。

8.3 : 以下に挙げるものについては、その発生可能性について認識していたか否かに関わらず、またかかる事象が契約、不法行為(過失を含む)、もしくはそれ以外の事由を原因として発生したかどうかに関わらず、ワンホイール運営事務局は一切の賠償責任を負わないものとします。

1) いかなる事由があろうともスポンサー様からの賠償請求 2) いかなる事由があろうとも第三者からの賠償請求 3) いかなる事由があろうとも特別損害、付随的損害、間接的損害、その他あらゆる経済的結果損害 4) いかなる事由があろうとも利益や事業、収入、信用、あるいは期待されていた節約の逸失

8.4 : いずれかの当事者のすべてまたは相当部分の資産、債権、または事業に変化があり、当該当事者による本規約上の義務の履行が事実上困難、または不可能な状態に至った場合、他方の当事者は事前通知により本規約に基づく契約を終了することができます。